

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2019年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問12に答えなさい。

問1

ブランド価値評価に関して、X社のブランド管理部門の部員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブランド価値評価のアプローチとして、ブランドが持つ無形の資産的価値を財務的、会計的に把握しようとする財務・会計アプローチをとった場合の特徴は何ですか。」  
乙 「このアプローチの場合、企業の財務諸表や管理会計から得られるデータを基礎とするものであるため、ブランド価値の金銭的価値への換算が困難である、ということが特徴です。」
- イ 甲 「ブランド価値評価のアプローチとして、消費者評価アプローチをとった場合のメリットは何ですか。」  
乙 「このアプローチでは、ブランドの価値の源泉は消費者の評価にあると考えるもので、要因分析と対策の発見といったブランド育成管理のための指針としやすいというメリットが考えられます。」
- ウ 甲 「ブランド価値評価のアプローチとして、ブランドが持つ無形の資産的価値を財務的、会計的に把握しようとする財務・会計アプローチに適するブランドの種類は何ですか。」  
乙 「このアプローチは、持続性を前提とする企業ブランドの価値評価に適しています。」
- エ 甲 「ブランド価値評価のアプローチとして、ブランドの価値の源泉は消費者の評価にあるという消費者評価アプローチに適するブランドの種類は何ですか。」  
乙 「このアプローチは、個別の商品ブランドの価値評価に適しています。」

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問2

米国の学者デイヴィッド・アーカー ( David Aaker ) が提唱したブランド・エクイティという概念に関して、X社の商品企画部の部員甲と乙が会話をしている。ア～ウを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「ブランド・エクイティというのは、どのような概念ですか。」  
乙 「ブランド・エクイティは、ブランドの資産的価値を示す概念です。」
- イ 甲 「ブランド・エクイティと商品・サービスの価値との関係性はどうか。」  
乙 「商品やサービスの価値が『機能そのものの価値』と『ブランド・エクイティ』に分解されるとすれば、価値の大きさを決める重要な要素はむしろブランド・エクイティのほうであると考えます。」
- ウ 甲 「ブランド・エクイティの概念の登場により、どのような変化が起きたといえるでしょうか。」  
乙 「中長期的な視点よりも短期的な売上増がより重視されるようになったといえます。」

問3

ブランドのもたらす価値について、X社のブランド管理部門の甲が発言をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「ブランド価値が高いと、商品の価格競争を回避する効果が期待できます。」
- イ 「ブランド価値が高まれば販売促進活動への依存度を軽減できる点は、メリットです。」
- ウ 「ブランド価値が高い場合に顧客の固定化をもたらす点は、デメリットです。」
- エ 「ブランド価値が高い場合には、ステークホルダーである株主による企業評価の向上につながります。」

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問4

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 知財のビジネス価値評価検討タスクフォースが平成30年5月に発表した「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書～経営をデザインする～」(以下、「報告書」という。)に関して、W社の知的財産部の部員甲と乙が会話している。ア～ウを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「報告書では、企業の価値創造メカニズムについて、どのように説明していますか。」  
乙 「企業価値創造のメカニズムは、企業が『経営資源X』を入力し、『ビジネスモデル群F(X)』を一種の変換器として、『経済的価値Y』を出力するモデルとして表現されています。」
- イ 甲 「報告書では、ブランドが価格優位性を確保する役割を果たすケースにおいて、事業価値におけるブランド貢献分を求める方法について、どのように説明していますか。」  
乙 「当該ブランド製品等に関する事業価値におけるブランドの貢献分は、ブランド製品等と他の製品等の差額である価格プレミアムと売上個数等の取引数を積算することにより、算出できるとされます。」
- ウ 甲 「報告書では、知財により将来キャッシュフローの期待値が上昇するケースとして、どのような場合が挙げられていますか。」  
乙 「例えば、市場が拡大している状況下において知財によって当該市場への他者の参入を排斥できる場合、知財が他者とのアライアンス形成の契機となって当該他者と連携しながら市場を拡大できる場合、知財の保有自体が対外的な信用力の向上につながり新たな取引機会に恵まれる場合、及び特許や商標を裏付けとする技術やブランドの存在により製品やサービスの単価が上昇する場合が挙げられています。」

## 問5

飲食店を複数営むX社では、新規でラーメン店を出店するにあたり、店舗名称についての商標登録をすべく、事前に先行商標調査を行うこととなった。そこで、X社の商標担当者である甲は、調査対象とする商品又は役務の範囲について検討をしている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 飲食店の店舗名称なので、役務「飲食物の提供」を調査範囲とすべきである。
- イ 飲食店の店舗名称なので、役務「飲食料品の小売等役務」を調査範囲とすべきである。
- ウ 店内で主に提供する的是ラーメンなので、商品「調理済みラーメン」を含めた調査範囲とすべきである。
- エ 店内では餃子等のサイドメニューも提供するので、「餃子」等の各サイドメニューの商品を含めた調査範囲とすべきである。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問6

X社では、新商品の名称として元号にちなんだものを採用し、商標登録出願することを検討している。ア～エを比較して、X社の商標担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 現元号「令和」単独の標準文字商標として出願した場合、「令和」は製造時期を表すにすぎないので、商標法第3条第1項第3号に該当し、拒絶されたと考えた。
- イ 商標の構成中に「REYWA」の文字が含まれている場合、「REYWA」の文字部分が元号として認識されるにすぎないため、登録できる場合はないと考えた。
- ウ 商標の構成中に現元号そのものである「令和」が含まれている場合であっても、商標全体の構成によっては登録できる場合があると考えた。
- エ 前の元号である「平成」単独の標準文字商標であれば、現元号ではないため登録できると考えた。

## 問7

X社が商標登録出願したところ、X社とは関係性のないY社所有の登録商標を引用商標1、X社の完全子会社であるZ社の登録商標を引用商標2として、商標法第4条第1項第11号を理由とする拒絶理由が通知された。引用商標1は6年前に、引用商標2は7年前に登録されている。なお、X社はすべての指定商品について商標の使用を予定している。ア～エを比較して、本拒絶理由通知への対応についてのX社の商標担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 引用商標1との関係においては、引用商標1と抵触する指定商品について削除する補正を行う以外に拒絶理由を解消する方法はないと考えた。
- イ 引用商標1と引用商標2は類似するので、引用商標1は引用商標2との関係において無効理由を有すると考え、引用商標1に対し無効審判を請求することで、引用商標1との関係における拒絶理由を解消すべきと考えた。
- ウ X社の出願に係る商標が登録を受けることについてZ社が了承している旨の証拠として、Z社による陳述書及び支配関係があることを立証する資料を提出することができれば、引用商標2との関係における拒絶理由を解消する方法があるので、当該書面を準備すべきと考えた。
- エ 引用商標2については、現在までに3年以上使用していないことを把握しているので、不使用取消審判を請求することにより、引用商標2との関係における拒絶理由を解消すべきと考えた。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問8

家具メーカーX社は、第20類「ベッド、まくら」について商標「CDE」の商標権を保有している。今般、X社は業務の変更に伴い、商標「CDE」に関する商標登録の見直しを検討している。ア～エを比較して、X社の商標担当者甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「わが社では、新たに揺りかごの製造を始めますが、まくらについては製造をしていません。第20類『ベッド、揺りかご』を指定商品として商標『CDE』を新たに出願した場合、この出願は、わが社の既登録商標を引用されて、商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されてしまいます。」
- イ 「わが社では、ベッド及びまくらに加えて、新たに揺りかごの製造を始めます。第20類『ベッド、まくら、揺りかご』を指定商品として商標『CDE』を新たに出願した場合、この出願が、わが社の既登録商標を引用されて、商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されることはありません。」
- ウ 「わが社では、ベッド以外の家具の製造も始めます。第20類『家具、まくら』を指定商品として商標『CDE』を新たに出願した場合、家具はベッドの上位概念に過ぎず、わが社の既登録商標と実質的に同一の指定商品であることから、この出願は、商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されてしまいます。」
- エ 「わが社では、まくらの製造を取りやめましたが、これからベッドの製造を始める予定です。ベッドの製造開始までの間の不使用状態を考慮すると、第20類『ベッド』を指定商品として商標『CDE』を新たに出願することも検討すべきです。この場合、わが社の既登録商標の指定商品の一部を指定しているにすぎないため、この出願が、商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されることはありません。」

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問9

日本の化粧品会社X社の商標担当者である甲は、ライバル会社であるY社の出願登録状況を調査確認していたところ、X社が長年使用している未登録商標「ABC」と類似する「ABCD」についてY社が出願しており、1カ月前に登録査定がなされていることを発見した。そこで、X社は、Y社の登録商標に対し登録異議の申立てを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録異議申立書を提出する期限は商標公報の発行の日から2カ月以内であるところ、本件については2カ月の末日が土曜日であったため、前日の金曜日までに登録異議申立書を提出する必要があると考えた。
- イ 登録異議の申立てにおいては、登録異議申立人であるX社が申し立てない理由については審理されないため、登録異議の申立ての理由には「ABCD」が商標法第4条第1項第10号に該当することだけでなく、商標法第4条第1項第15号に該当することも記載しなければならないと考えた。
- ウ 登録異議の申立てに係る書類にはX社の営業秘密が記載されていたが、第三者の閲覧は制限できるため、そのまま提出しても特に問題はないと考えた。
- エ 登録異議申立書の提出期限を延長することはできないが、登録異議の申立ての理由は商標公報の発行の日から2カ月経過後30日以内であれば補正できるため、登録異議の申立ての理由が準備できていなくても、商標公報の発行の日から2カ月以内に登録異議申立書を提出する必要があると考えた。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問10

X社は、商標「XYZ」について、第9類「電子出版物」を指定商品として出願したところ、Y社の先願先登録商標「XYZ」が引用されて、商標法第4条第1項第11号に該当する旨の拒絶理由通知を受けた。引用商標の指定商品及び役務は第9類「電子出版物、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル」及び第41類「電子出版物の提供、オンラインによる映像の提供（ダウンロードできないものに限る。）」である。引用商標の使用状況について調査を実施したところ、日本国内において過去3年以内に「XYZ」を「オンラインによる映像の提供（ダウンロードできないものに限る。）」に使用している事実が発見されたが、その他の指定商品又は役務については使用していないことが確認された。そのため、引用商標に対し不使用取消審判の請求を検討している。ア～エを比較して、X社の行為又は考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 引用商標に対し不使用取消審判を請求する前であっても、不使用取消審判を請求する意思があることをY社に内容証明により示した上で引用商標の譲渡交渉を持ち掛け、結果がどうあれ交渉開始から3カ月以内に不使用取消審判を請求するようにすれば、基本的に問題はないと考えた。
- イ 引用商標が過去3年以内に使用されていないことを立証する必要があるため、不使用による取消審判を請求する前に、証拠書類を収集しなければいけないと考えた。
- ウ 引用商標の指定商品又は役務中、第9類「電子出版物」についてのみ不使用取消審判を請求すれば足りると考えた。
- エ 引用商標に対し不使用取消審判を請求した後に、当該取消審判の請求の対象に第41類「オンラインによる映像の提供（ダウンロードできないものに限る。）」が含まれていることに気付いたため、取消審判の請求の一部について取下げを請求した。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問11

化粧品メーカーX社は、商標「HIJ」（指定商品：第3類「せっけん類，歯磨き，化粧品」）について商標権を有している。この度，当該商標登録に対して，指定商品「歯磨き，化粧品」を対象とする不使用取消審判が請求された。X社は，「HIJ」をブランド名としてパッケージに付して，4年ほど前から「シャンプー」及び「ヘアーリンス」を販売している。ア～エを比較して，X社の知的財産部の部員甲の考えとして，最も適切と考えられるものはどれか。但し，それぞれ「シャンプー」は「せっけん類」，「ヘアーリンス」は「化粧品」の下位概念にある商品とする。

- ア 商標「HIJ」は「ヘアーリンス」に使用しているので，指定商品「化粧品」については使用証拠を提出できるが，「歯磨き」については使用証拠を提出できないため，指定商品「歯磨き」は取り消されてしまうと考えた。
- イ 商標「HIJ」は「ヘアーリンス」に使用しているが，これは「化粧品」の一部の商品の使用であるため，「ヘアーリンス」以外の「化粧品」と「歯磨き」については取り消されてしまうと考えた。
- ウ 「シャンプー」についての売上が好調であり，商標「HIJ」の使用証拠も豊富に存在するので，「シャンプー」についての使用証拠を提出すべきと考えた。
- エ 「ヘアーリンス」については，商標「HIJ」の使用実績があるので，「ヘアーリンス」について使用証拠を提出すれば，指定商品「歯磨き，化粧品」の取消しを免れ得ると考えた。

## 問12

X社の知的財産部の部員甲は，自社権利の年金管理を担当している。事業部からの更新指示が確認できていなかった登録商標について，甲が事業部の意向を確認したところ，当該登録商標は現在使用していないが，将来的に使用する可能性もあるため更新をしたいとのことであった。ア～エを比較して，甲の考えとして，最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 更新登録申請は存続期間満了前であればいつでも可能なので，なるべく早めに更新すべきと考えた。
- イ 存続期間を満了してしまっても，6カ月間の手続猶予期間内であれば通常通りの印紙代で手続可能なため，当該登録商標を使用する可能性について時間をかけて検討すべきと考えた。
- ウ 更新登録申請を行うためには，少なくとも1つの商品又は役務について使用している必要があることから，現状では当該登録商標を更新することができないと考えた。
- エ 更新時に区分を減じることが可能なので，当該登録商標を将来的に使用する可能性がある区分に絞って更新することを検討すべきと考えた。



【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- 2 外国企業X社は、パリ条約の同盟国であるY国において、ネックレスの意匠Aについて2019年8月23日に意匠登録出願Bを行った。その後、X社は、わが国で意匠登録出願Cを行うことを検討した後、出願Bに基づくパリ条約による優先権を主張して2020年2月7日にわが国で出願Cを行うこととした。以上の事情を前提として、問13～問14に答えなさい。

問13

X社の知的財産部の部員甲と乙が、2020年1月に、わが国で行う意匠登録出願Cについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「意匠Aは部分意匠です。部分意匠であることに伴って意匠登録出願Cで留意すべきことはありますか。」  
 乙 「意匠登録出願Cの願書には、『部分意匠』の欄を設けることが必要です。」
- イ 甲 「Y国での意匠登録出願Bの図面では、ネックレスの意匠Aとは別に、ネックレスをかけて飾るトルソも描かれています。日本での意匠登録出願Cでは、この図面をそのまま用いることができますか。」  
 乙 「日本では、意匠登録を受けようとする物品以外のものを図面で示す場合、参考図で示すことができません。従って、トルソを含む図面は参考図とする必要があります。」
- ウ 甲 「Y国での意匠登録出願Bに係る意匠Aは、ネックレス全体の形態についての全体意匠です。日本での意匠登録出願Cに係る意匠を、意匠Aの一部のみを実線で示し、その他の部分を破線で示した部分意匠とする場合、出願Cでは、出願Bに基づくパリ条約による優先権の主張の効果が認められますか。」  
 乙 「そのように意匠を変更した場合でも、Y国での意匠登録出願Bで開示されている範囲については、日本での意匠登録出願Cにおいて、パリ条約による優先権の主張の効果が認められます。」
- エ 甲 「Y国での意匠登録出願Bの図面では、ネックレスの一部の形態についての部分意匠である意匠Aが表されています。日本での意匠登録出願Cの図面では、出願Bの図面に表されていない部分を新たに追加する場合、出願Cでは、出願Bに基づくパリ条約による優先権の主張の効果が認められますか。」  
 乙 「そのような追加が『意匠登録を受けようとする部分』以外の部分についてなされた場合、パリ条約による優先権の主張の効果が認められる場合があります。」

【第36回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問14

X社が、Y国の意匠登録出願Bに基づくパリ条約による優先権を主張して、わが国において、意匠Aについて意匠登録出願Cを行ったところ、出願Cの審査官は、調査の結果、意匠権者がX社である登録意匠Dを発見した。出願Cに係る意匠Aは部分意匠であり、登録意匠Dは全体意匠であるものとする。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願とでは、意匠法第9条第1項（先願）の規定の適用について判断されないので、登録意匠Dの存在を理由として、意匠登録出願Cにおいて同項の規定に基づく拒絶理由通知が発せられる場合はない。
- イ 意匠法第9条第1項（先願）の規定の適用について、意匠登録出願Cに係る意匠Aと登録意匠Dが類似するといえるためには、出願Cに係る意匠Aの「意匠登録を受けようとする部分」の形態と、登録意匠D全体の形態とが同一又は類似であることが少なくとも必要である。
- ウ 登録意匠Dに係る意匠登録出願のわが国における出願日が2019年9月20日である場合、登録意匠Dの存在を理由として、意匠登録出願Cにおいて拒絶理由通知が発せられる場合はない。
- エ 意匠法第3条の2の規定は、先願と後願とで意匠登録出願人が同一の場合にも適用されるため、登録意匠Dの存在を理由として、意匠登録出願Cにおいて同条の規定に基づく拒絶理由通知が発せられる場合がある。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

3 問15～問18に答えなさい。

問15

X特許事務所の新米弁理士甲と先輩弁理士乙が、弁理士及び特許業務法人（以下、「弁理士等」という。）の業務について会話をしている。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「商標に関して弁理士の専権業務に含まれない業務にはどのような業務がありますか。」  
乙 「例えば、登録料の納付、割増登録料の納付及び登録料を納付すべき期間の延長の請求は、弁理士の専権業務に含まれない業務となります。」
- イ 甲 「弁理士が弁護士と共同でのみ行うことができる業務には、どのような業務がありますか。」  
乙 「弁理士が特定侵害訴訟に補佐人として参加する場合には、弁理士は、弁護士が同一の依頼者から受任している必要があり、そのような業務は弁理士が弁護士と共同でのみ行うことができる業務となります。但し、その場合、弁理士は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、且つその旨の付記を受けている必要があります。」
- ウ 甲 「特許に関して弁理士等のみが業とすることができる専権業務としては、どのような業務がありますか。」  
乙 「弁理士法第75条第1項では、弁理士等でない者は、政令で定める業務を除き、他人の求めに応じ報酬を得て、特許や国際出願に関する特許庁における手続、特許に関する行政不服審査法の規定による審査請求、裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理などを業とすることができない旨が規定されており、これらの業務は弁理士等のみが業とすることができる専権業務となります。」
- エ 甲 「著作物に関する権利に関して弁理士が業とすることができる業務としては、どのような業務がありますか。」  
乙 「例えば、著作物に関する権利に関する契約の締結の代理や媒介、これらに関する相談に応ずることは、弁理士が業とすることができる業務となります。」

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問16

生産者団体Xの構成員甲と乙は、生産者団体Xが生産販売しているイチゴAについて、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(以下、「GI法」という。)に基づいて保護を受けることについて話している。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「GI法に基づいてイチゴAの登録を受けるための申請には、どのような書類を提出する必要がありますか。」  
 乙 「所定の事項を記載した申請書、明細書、生産工程管理業務規定及びその他農林水産省令で定める書類を提出する必要があります。」
- イ 甲 「イチゴAがこれからブランド化を図るものであっても、GI法に基づく登録を受けることができますか。」  
 乙 「登録を受けるためには、産品が特性を有した状態で概ね25年間生産された実績が必要であるため、これからブランド化を図る場合には、登録を受けることは難しいといえます。」
- ウ 甲 「GI法に基づく登録を受けた場合、どのような効果が生じますか。」  
 乙 「登録を受けたイチゴAが属する区分と同一の区分に属する産品やその加工品等に第三者が地理的表示を使用することを制限することができると共に、その地理的表示のみではなく、その地理的表示と類似の表示や誤認を与えるおそれのある表示についても第三者の使用を制限することができるようになります。」
- エ 甲 「GI法に基づく登録を受けた場合、特定の登録標章である、いわゆるGIマークの使用もできるそうですね。」  
 乙 「登録を受けた場合、GIマークの使用は、地理的表示と併せて義務となります。」

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問17

出版社X社の発行する雑誌の名称「A」について、「A」のロゴデザインは、既存のフォントを使用せず、表紙デザイナー甲が書いた手書き文字をベースとして、同デザイナーにより作成されたものである。「A」は標準文字で商標登録されている。ロゴデザイン作成にあたり作成料としての支払は行われているが、ロゴデザインに関し、X社と甲の間では何ら取決めはなされていない。そして、雑誌「A」は順調に売行を伸ばし、タイアップイベントの話が持ち込まれるようになった。このような状況において、X社の法務部の部長乙と担当者が会話をしている。ア～エを比較して、担当者丙、丁、戊及び己の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 乙 「タイアップイベントでは、当然『A』のロゴデザインも使われることになるけど、甲には承諾など取る必要はあるかな。そもそもロゴデザインに権利性はあるのかな。」
- 丙の発言 「いわゆるデザイン書体は意匠法の保護対象外だとされていますので、著作権の有無が問題となると考えられます。」
- 乙 「裁判例だとどうかな。」
- 丁の発言 「文字は万人共有の文化的財産であり、情報伝達機能を有するところから、文字の字体を基礎とするデザイン書体の表現に著作物性を認めることは一般に困難だといわれています。」
- 乙 「では、文字の表現に著作物性はないといえるのかな。」
- 戊の発言 「美術鑑賞物となる書家による書は美術の著作物にあたるため、書と同一視できるほどに、これを見る平均的一般人の審美感を満足させる程度の美的創作性を有しているという理由で、デザイン書体の著作物性を認めたケースはあります。」
- 乙 「ふむ。権利性が一般にないというのであれば、わざわざ甲に承諾を求める必要はないのかな。」
- 己の発言 「そうですね。わが社に商標権があるから、承諾を得ずに進めても問題ないと思います。」

- ア 丙の発言  
 イ 丁の発言  
 ウ 戊の発言  
 エ 己の発言

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問18

ア～エを比較して、不正競争の一類型として不正競争防止法第2条第1項第1号に定められている混同惹起行為についての説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「商品等表示」とは、人の業務に係る氏名、商号、商標等をいい、自他識別力又は出所表示機能を有するものでなければならず、表示が単に用途や内容を表示するにすぎない場合には商品等表示に含まれない。映画や小説のタイトルも商品名なので商品等表示に該当する。
- イ 「商品等表示」の例として挙げられている「営業」とは、営利を直接の目的として行われる事業に限定される。
- ウ 「需要者の間に広く認識されている」に関し、認識されている程度が全国的であることを要するか、全国的に認識されていなくても一地方でよいかについては、一地方であっても保護すべき一定の事実状態が形成されていればよいと解されている。
- エ 「混同を生じさせる」とは、現に混同が発生している必要があり、混同が生ずるおそれでは足りない。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- 4 東京都在住の著名な服飾デザイナー甲は、ファストファッションで有名な大阪市に本店を有するアパレルメーカーX社から、翌シーズンに甲とのコラボTシャツを製作、販売したいので、甲の登録商標である「AAA Tokyo」（トリプルエートーキョー、以下「本商標」という。）というロゴを使用させてほしいとの申入れを受けた。甲の一人息子であり後継者として知られる乙は、ライセンスフィーを得られることや、若者に対して甲の名前が知られるよいきっかけになることから賛成したが、甲は頑として首を縦にふらず、X社との交渉にも一度も姿を現すことはなかった。しかし、乙は、独自の判断で、甲の代理人として、X社との間で本商標の使用許諾契約を締結した。なお、本商標の使用許諾に関する交渉は専ら東京で行われ、交渉にあたって乙は「服飾未来研究所 代表乙」との名刺をX社に対して渡していた。問19～問20に答えなさい。

## 問19

ア～エを比較して、本商標の使用許諾契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は、当初から、乙が、甲から本商標の使用許諾契約を締結する権限を与えられていなかったことを知っていた。しかし、甲が、乙が「服飾未来研究所 代表乙」との名刺を使うことを許していたのであれば、本商標の使用許諾契約が有効となる可能性が高い。
- イ 乙が、甲の後継者であることからすれば、甲と乙の利害は一致しているので、X社との間の本商標の使用許諾契約が有効となる可能性が高い。
- ウ X社は、後日、乙が、甲から本商標の使用許諾契約を締結する権限を与えられていなかったことを知った。この場合、X社が、甲に対して、本商標の使用許諾契約を追認するか否かを合理的な期間を設定して催告し、甲が当該期間内に何らの連絡をしてこなかった場合は、本商標の使用許諾契約は有効に成立する。
- エ X社は、後日、乙が、甲から本商標の使用許諾契約を締結する権限を与えられていなかったことを知った。この場合、X社は、甲から何らの連絡もない間、本商標の使用許諾契約を取り消すことができる。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問20

X社は、本商標を使用してコラボTシャツを製作したかったものの、甲から本商標の使用は止めてほしいとの依頼があったことから、甲とのトラブルを避けるため、本商標を使用することを断念した。一方で、本商標の使用許諾契約書は、郵送により、東京・大阪間で、東京、大阪の順で甲及びX社により記名押印されたものとする。但し、本商標の使用許諾契約には、管轄の定めはなかった。ア～エを比較して、X社による損害賠償請求訴訟に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が、甲に対して債務不履行による損害賠償請求を大阪地方裁判所に提起した場合、審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により、著しい損害を避けるため必要があると認めるときは、東京地方裁判所に訴訟が移送されることがある。
- イ X社が、甲に対して債務不履行による損害賠償請求を大阪地方裁判所に提起した場合、訴訟の著しい遅滞を避けるための必要がある場合若しくは当事者間の衡平を図るための必要がある場合には、東京地方裁判所に訴訟が移送されることがある。
- ウ X社が、乙に対して不法行為に基づく損害賠償請求を東京地方裁判所に提起した場合、乙からの移送の申立てとX社の同意があったとしても、大阪地方裁判所に訴訟が移送されることはない。
- エ X社が、甲に対する訴えと乙に対する訴えの両方を提起する場合、同一の管轄裁判所に提起しなければならない。



【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- 5 X社は、主に医薬品製造装置用制御プログラムやその販売管理プログラムを製造し、製薬メーカーに供給しており、登録商標「スクナヒコナ」を保有している。今般、主にカートリッジゲームやスマートフォン用オンラインソーシャルゲームを製造販売しているY社から、X社に対して、同商標を日本国内で使用したい旨の申入れがあったため、次の通り、商標使用許諾契約書案を作成した。問21～問22に答えなさい。

商標使用許諾契約書

X株式会社(以下、「甲」という。)とY株式会社(以下、「乙」という。)とは、以下の内容の商標使用許諾契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、甲の所有する以下の2件の商標(以下、「本件商標」という。)に関する商標権(以下、「本件商標権」という。)の通常使用権を許諾する。

商標登録番号： 第〇〇〇〇〇〇〇号

商標名： 「スクナヒコナ」

指定区分及び指定商品： 第9類 電子計算機用プログラム

商標登録番号： 第〇〇〇〇〇〇〇号

商標名： 「スクナヒコナ」

指定区分及び指定商品： 第42類 電子計算機用プログラムの提供

第2条(商標の使用許諾範囲)

- 1 乙が本件商標を使用可能な範囲は、以下の通りとする。

商品・役務： 電子ゲームプログラム及び電子ゲームプログラムの配信

地域： 日本

内容： 本件商標を付した電子ゲームプログラムの製造、そのプログラムのオンライン又は記憶媒体に記憶させての販売、その販売に関する広告、本件商標を付しての電子ゲームプログラムのインターネット配信、その配信に関する広告

期間： 2019年〇月〇日から2020年〇月〇日迄

- 2 上記期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙からの意思表示がない限り、本契約は同一の条件で1年間更新し、以後も同様とする。上記期間満了日の1カ月前までに甲又は乙からの意思表示があった場合は、無条件に本契約は次の満了日に終了する。
- 3 乙は、前項で使用することを許諾された商標(以下、「許諾商標」という。)に関し、第1項において明示的に定められた範囲以外の使用に関する権利を有しない。
- 4 乙は、本契約で定める通常使用権を、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡又は再使用の許諾をすることはできない。
- 5 乙は本契約の期間満了と同時に本件商標の使用を取りやめなければならない。(次ページに続く)

【第36回1級（ブランド専門業務）学科試験】

第3条（対価）

乙は甲に対して、本件商標の使用対価として、乙が販売する本件製品及び配信するゲームソフトによる収入（税込）の3%を毎月末で締め、その翌月末までに甲の指定する銀行口座に振込送金により支払う。なお振込手数料は甲の負担とする。

第4条（報告）

- 1 乙は、広告用の素材、印刷物、パンフレット、ラベル、その他本件商標権を使用している一切の資料について、甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、毎月1日から同月末日までの本件製品の総販売額を翌月10日までに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の乙による報告に疑義がある場合には、乙に計算の基礎資料の提出を求め、また、乙に事前通知の上、乙の営業時間内に乙の事務所に立ち入り調査することができるものとする。

第5条（保証）

甲は、本件商標権の有効性並びに取消可能性、及び乙による許諾商標の使用が第三者の権利を侵害しないことについて何ら保証もしない。

第6条（商標権侵害）

- 1 乙は、本件商標権に関し、第三者の侵害行為、又は侵害のおそれのある行為を知った場合は、速やかに甲に通知しなければならない。
- 2 甲が希望する場合、乙は甲に対して前項の侵害排除のために必要な協力をするものとする。

第7条（商標権の維持）

- 1 甲は、第2条第1項に定める期間中、本件商標権を維持しなければならない。
- 2 第三者からの審判請求への対応、行政からの要請の他、前項の維持に必要な手続について、乙は甲に協力するものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはそれらに準ずるもの又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に所属していないこと、及び反社会的勢力と取引関係にないことを表明し保証する。

第9条（契約解除）

甲又は乙は、相手方に次の各号に挙げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

（次ページに続く）

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (2) 債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないとき
- (3) 金融機関から取引停止の処分を受け、又は振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- (4) 会社を解散したとき
- (5) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売等の申立て又は公租公課滞納処分を受け、或いは、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを受け、若しくは自らそれらを申し立てたとき
- (6) 資産、信用が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあるとき
- (7) 第三者に事業の全部若しくは重要な一部を譲渡したとき
- (8) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受け、又は営業を廃止し若しくは著しく変更したとき
- (9) 本件商標権に関する有効性について疑義を提起したとき

第10条(準拠法)

本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

第11条(専属的合意管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

2019年〇月〇日

甲 住所 大阪府吹田市〇〇町〇-〇-〇  
会社名 X株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

乙 住所 宮城県仙台市青葉区〇〇町〇-〇-〇  
会社名 Y株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問21

本契約について、X社の知的財産部の新人部員丙と中堅部員丁が会話をしている。ア～ウを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 丙 「もしY社から本件商標登録に対する無効審判が請求された場合は、第9条第9号の規定により本契約を解除できるのですか。この規定は抑止効果を期待して記載しているものの、強い立場を利用して法的な確認を禁止するような条項として、独占禁止法違反になりませんか。」
- 丁 「『権利の有効性について争うことはできない』とした場合は独占禁止法違反のおそれがありますが、契約自体の締結や解除は当事者が合意すれば自由であるので、この第9条第9号の規定は法的にも有効だと考えられていますね。」
- イ 丙 「第三者による権利侵害に対しては、わが社の同意のもとであればY社が単独で差止請求できるような条項を加えておけば、わが社の侵害対応が容易になりませんか。」
- 丁 「わが社はゲームソフトは将来に亘って製造販売をしないので、第6条第3項に加えておきましょう。その第三者が他のライセンシーか否かはこちらで確認できるからトラブルは回避できるし、特に第2条第3項等とも矛盾はしないですからね。」
- ウ 丙 「ライセンス対象としての商標権の保証をせずに、つまり無効の可能性を否定しないで商標権のライセンスをすることは、権利濫用になりませんか。」
- 丁 「明らかな無効理由があり、それを隠すなどしていれば権利濫用の可能性はありますが、問題なく商標登録されていれば、殊更に無効調査をしなくても特に問題にはならないはずですね。」

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問22

ア～エを比較して、本契約の第10条(準拠法)と第11条(専属的合意管轄裁判所)の記述に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 第10条における準拠法の記載は、X社、Y社とも日本籍企業であるので、あくまで確認的なものであり、記載しなくても法的効果は変わらない。
- イ Y社が本件商標登録の無効を確信して、本契約を解除して無効審判を請求したものの、その有効性が確定した場合、X社がY社に対して本件商標権に基づく使用差止め及び損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起することができる。
- ウ X社がY社との対価の支払に関する訴えを提起する場合、Y社の販売及び配信はインターネットを介して全国に亘るものであるため、第11条の記載がないとその管轄裁判所はいずれの地方裁判所でもよいこととなる。
- エ 第11条に控訴審の合意管轄を両社の中間地の東京高等裁判所と追加して記載しておけば、控訴審の管轄裁判所は東京高等裁判所となる。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

6 問23に答えなさい。

問23

X社は、Y社に対して、X社に帰属する次の登録商標「ナキサワメ」について、Y社との間でこの商標に係る使用許諾契約を締結し、X社が販売を撤退する商品(ワードプロセッサ)についてのみ独占的に使用させることとした。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

商標登録番号： 第〇〇〇〇〇〇〇号

商標名： 「ナキサワメ」

指定区分及び指定商品： 第9類 電子応用機械器具及びその部品

- ア 「ナキサワメ」の商標権について、すべての範囲の独占的な許諾ではないことから、Y社に対して専用使用権を設定することができないため、契約により商品「ワードプロセッサ」についての独占的通常使用権を与えることとした。
- イ 「ナキサワメ」の商標権について、Y社に対して範囲を定めて専用使用権を設定することはできるが、その設定内容までは特許庁に登録できないことから、契約により独占範囲を定めることとした。
- ウ 「ナキサワメ」の商標権のうち、商品「ワードプロセッサ」について、Y社に対して分割譲渡し、分割移転登録しようと考えたが、分割した2つの権利が抵触するため、特許庁に却下されることから譲渡を断念した。
- エ 「ナキサワメ」の商標権のうち、商品「ワードプロセッサ」について、契約により商品「ワードプロセッサ」について他者には使用許諾しない旨の独占的通常使用権を与えた場合であっても、ライセンサーが商標「ナキサワメ」を使用できない旨の特約がない限り、X社も商品「ワードプロセッサ」について商標「ナキサワメ」を使用できる。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- 7 日本玩具メーカーX社が、米国玩具メーカーY社と共同開発した製品について、X社の登録商標である「FEDCBA」(以下、「本件X社商標」という。)を、Y社にライセンスすることになった。X社の法務部の部員甲は、法務部の部長乙から、ライセンス契約(以下、「本件ライセンス契約」という。)に係る英文のライセンス契約書のドラフト(以下、「本件ライセンス契約書案」という。)の作成を指示され、以下のドラフティングを行った。問24～問26に答えなさい。

**LICENSE AGREEMENT (DRAFT)**

This Agreement (“Agreement”) is made and entered into as of \*\* \*\*\*\*  
 \*\*\*\*(“Effective Date”) by and between JAPAN X Inc. (“X”), a corporation organized and existing under the laws of Japan having its principal office at \*\*\*\*, and Y, LTD. (“Y”), a corporation organized and existing under the laws of the United States having its principal office at \*\*\*\*\*, USA (each a “Party”, and collectively the “Parties”).

1:

2, X is the exclusive owner of the Trademark (as defined below) in the Territory (as defined below); and

2, Y desires a license from X to use the Trademark in connection with the distribution and sale of the Products (as defined below) in the Territory;

3, the Parties agree as follows:

**Article 1 Definitions**

1. “Trademark” shall mean the registered trademark “FEDCBA” as shown in Exhibit A attached hereto.
2. “Products” shall mean the products manufactured and distributed by Y listed in Exhibit B attached hereto.
3. “Territory” shall mean Japan.

**Article 2 License Grant**

X hereby grants to Y a non-exclusive, non-transferable and non-sublicensable right to use the Trademark in the Territory during the term of this Agreement under the terms and conditions of this Agreement in connection with the distribution and sale of the Products.

(omitted)

(次ページに続く)

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

**Article●● Termination**

1. Either Party may, without prejudice to any other rights or remedies, immediately terminate this Agreement by giving a written notice to the other Party, if any of the following events should occur:

- (i) if the other Party is in material breach hereof and has not remedied that breach (where capable of remedy) within 7 days of the notice made by the non-breaching Party; or
- (ii) if either Party files a petition in bankruptcy, civil rehabilitation or corporate reorganization, or a petition in bankruptcy, civil rehabilitation or corporate reorganization is filed against it, or either Party becomes insolvent, bankrupt, or goes into liquidation or receivership.

2. The terminated Party shall fully compensate any damage and expenses caused by the termination to the terminating Party.

**Article●● Effect of Termination**

Except otherwise specifically agreed by the Parties hereto, upon expiration or termination of this Agreement, Y shall cease all use of the Trademark or any resembling the Trademark and shall not use the Trademark or any trademarks confusingly similar to the Trademarks.

**Article●● Governing Law**

This Agreement is governed and construed by the laws of Japan.

**Article●● Disputes**

The Tokyo District Court shall have the exclusive jurisdiction over any disputes arising in connection with this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused this Agreement to be executed by their respective duly authorized representatives as of the date first above written.

FOR X:

By \_\_\_\_\_

(Signature)

Name: \_\_\_\_\_

Title: \_\_\_\_\_

FOR Y:

By \_\_\_\_\_

(Signature)

Name: \_\_\_\_\_

Title: \_\_\_\_\_



【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問24

本件ライセンス契約書案の空欄  ～  には英文契約書における定型的な語句が使われている。ア～エを比較して、空欄  ～  に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ア | <input type="text" value="1"/> = NOW, THEREFORE | <input type="text" value="2"/> = WHEREAS        |
|   | <input type="text" value="3"/> = WITNESSETH     |   |
| イ | <input type="text" value="1"/> = WITNESSETH     | <input type="text" value="2"/> = NOW, THEREFORE |
|   | <input type="text" value="3"/> = WHEREAS        |   |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = WHEREAS        | <input type="text" value="2"/> = WITNESSETH     |
|   | <input type="text" value="3"/> = NOW, THEREFORE |   |
| エ | <input type="text" value="1"/> = WITNESSETH     | <input type="text" value="2"/> = WHEREAS        |
|   | <input type="text" value="3"/> = NOW, THEREFORE |   |

問25

ア～エを比較して、本件ライセンス契約書案に関する説明として、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア Y社は、本件ライセンス契約終了後、本件X社商標の使用のみならず、類似・混同する商標の使用も禁止されている。
- イ Y社に重大な契約違反があった場合、X社からの通知後7日以内に違反状態が解消されなければ、X社はY社に書面で通知をすることにより直ちに本件ライセンス契約を終了させることができる。
- ウ Y社は本件X社商標の再許諾が禁止されているが、子会社、関連会社については再許諾が認められている。
- エ 本件ライセンス契約については、日本法に基づき判断がなされるが、法の適用に関する通則法により日本法以外の法律が適用される疑義を避けるため、適用法の条項の記載に “*without regard to conflict of law principles*” という文言を付け加えることがある。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問26

X社の法務部の部員甲と部長乙が、本件ライセンス契約書案について確認をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 乙 「Y社のX社に対する支払が自然災害によって遅れた場合はどうなりますか。」  
甲 「特段の規定がない場合、不可抗力については、遅延損害金が免責されるのが原則です。」
- イ 乙 「本件ライセンス契約書案では国際裁判管轄の合意を規定していますが、口頭による国際裁判管轄の合意というのはできますか。」  
甲 「国際裁判管轄の合意は書面で行う必要があります、口頭での合意では効力は生じません。」
- ウ 乙 「国際裁判管轄の合意をファクシミリや電子メールの交換で行った場合は、効力はどうなりますか。」  
甲 「電磁的記録による国際裁判管轄の合意は認められています。」
- エ 乙 「一般論として、国際裁判管轄の設定について他にどのようなことに気をつける必要がありますか。」  
甲 「国際裁判管轄を検討する際には、自国において勝訴判決を得ても相手国において判決を執行できない可能性があるので、執行の可否や執行の難易度についても気をつける必要があります。」

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 8 問27～問31に答えなさい。

## 問27

ア～エを比較して、関連する裁判例を考慮して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社の登録商標が付された使用済みの空インクボトルに、Y社が自ら製造するインクを充填して利用者に販売する行為が、取引者、需要者の間に、充填されたインクがX社のものであると誤認混同のおそれを生じさせている場合、使用済みインクボトルに付されているX社の商標は、商品の取引において出所識別機能を果たしているため、Y社の行為は商標権侵害に該当する。
- イ Z社が登録商標を付して適法に頒布した商品を、W社がその流通過程においてZ社の許諾を得ずに小分けした小袋に詰め替えて再包装し、登録商標と同一の商標を使用して再度流通に置く行為は、商品の品質とZ社の信用を害するおそれがあるから、商標権侵害に該当する。
- ウ U社が、V社が製造するファクシミリに使用することができるインクリボンを製造販売するにあたり、V社が製造するファクシミリ用の表示として、U社が自らの製品の外箱にV社の登録商標と同一の商標を表示する行為は、V社の商標の出所表示機能が害されるおそれがあるため、商標権侵害に該当する。
- エ T社が登録商標を付して販売したテレビゲーム機を、S社が通常の販売経路で購入した上、大幅な改造を施して自らの商標を付しつつ、T社の登録商標表示をそのままにして販売した行為は、T社によって販売されたと誤認されるおそれがあり、T社の商標の出所表示機能が害されるおそれがあるため、商標権侵害に該当する。

## 問28

次の文章は、ある最高裁判決の一部である。ア～エを比較して、この判決に関するコメントとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

商標法第38条第2項（現行法は第3項）は、商標権者は、故意又は過失により自己の商標権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し通常（現行法では「通常」は削除されている）受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる旨を規定する。右規定によれば、商標権者は、損害の発生について主張立証する必要はなく、権利侵害の事実と通常受けるべき金銭の額を主張立証すれば足りるものであるが、侵害者は、損害の発生があり得ないことを抗弁として主張立証して、損害賠償の責めを免れることができるものと解するのが相当である。

- ア 商標法第38条第3項は、不法行為に基づく損害賠償請求を基礎とするものである。
- イ 商標法第38条第3項は、被害者の損害に関する主張立証責任を軽減する趣旨の規定である。
- ウ 商標権は、特許権や実用新案権のようにそれ自体が財産的価値を有するものではない。
- エ 登録商標に顧客誘引力が認められなくても、実施料相当額の損害は観念することができる。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問29

日本における知的財産権侵害品の輸入差止めに関して、X社の知的財産部の部員甲とその上司乙が会話をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「最近、インターネット経由で海外から日本のユーザー向けにわが社の登録商標を付したわが社の製品の模倣品を販売するサイトをよく見かけます。税関に輸入差止申立てをしようと思います。」

乙 「全国の税関に登録するとなると大変でしょう。費用も多くかかるのではないですか。」

甲の発言1 「輸入差止申立ては、全国の個々の税関に申し立てる必要はなく、1つの税関に申し立てれば問題ありません。」

乙 「模倣品を販売しているサイトはどれだけあるのですか。サイト毎、貨物毎に申し立てる必要があるのではないですか。」

甲の発言2 「根拠となる権利と予想される侵害物を記載すれば、個々の輸入貨物の特定情報まで提出する必要はありません。また申立ての際には、予想される輸入者の情報を提供することも可能です。」

乙 「なるほど。商標権以外も申立てはできるのですか。」

甲の発言3 「特許権や意匠権についても可能です。また不正競争防止法や著作権法など、登録される権利ではなくても申立てができます。」

乙 「なるほど。輸入者は、差し止められた貨物を自主的に輸入元の国に積み戻すことを選択することは可能なのですか。」

甲の発言4 「認定手続中であれば権利侵害物と認定される前なので自由に積戻し可能です。しかし、権利侵害物と認定された場合には税関長の承認が必要になります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問30

X社の知的財産部の部員甲とその上司乙は、X社の登録商標αを付した疑義貨物について日本の税関における認定手続開始の通知が届いたところ、その後輸入者Y社から提出された意見書について検討をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 乙 「Y社から提出された意見書についてどう考えますか。」
- 甲 「まず、Y社は、本件貨物の輸入は初めてで『業として』に該当しないと主張しています。『業として』は『一定の目的の下に継続・反覆して行う行為として』という意味ですので、これについては反論は難しいと思いました。」
- 乙の発言1 「ふむ。『業として』の意味はその通りですが、仮に本件貨物の輸入が初めてであったとしても、継続・反覆して行うものであれば、『業として』の該当性が否定されるわけではないですね。」
- 甲 「そうでしたか。しかし、Y社は、本件貨物は米国で購入した正規品であると主張しています。これを差し止めることは難しいと思います。」
- 乙の発言2 「いや、米国における正規販売店はわが社のライセンシーではありますが、わが社とは全く別の法人なので、これを經由して本件貨物を輸入することは商標権侵害になりますね。」
- 乙の発言3 「しかも、本件貨物は、米国において販売されているわが社製品を小分けにしたものにわが社の登録商標αを付したもののなので、この点からも本件貨物の輸入は商標権侵害となりますよ。」
- 甲 「なるほど、勉強不足でした。それでは、Y社は、本件貨物が模倣品であると主張するならわが社が正規品でないことを立証しろと記載していますが、これはどう考えればよいですか。」
- 乙の発言4 「わが社が立証する必要はないので、その旨を記載して反論することになりますね。」
- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3
- エ 発言4

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問31

X社の知的財産部の部員甲とその同僚乙は、海外における知的財産権侵害品の輸出入差止めに関して会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「海外税関における税関対応について、日本と比較してどのような違いがありますか。」

乙の発言1 「まず対象となる権利が違うことがあります。国によっては、特許権侵害品等の差止めが制度上ないこともあります。」

甲 「なるほど。輸出について差止めができるかどうか日本とは違いますか。」

乙の発言2 「やはり自国における侵害を防止する観点が強いので、中国などをはじめ、輸出には対応していない国もあります。」

甲 「費用負担はどうか。費用管理の観点からすると、重要な点ですよ。」

乙の発言3 「いい視点ですね。日本は疑義貨物の保管・廃棄費用の負担は権利者は負担しますが、権利者が負担するという制度の国もあります。」

甲 「なるほど。疑義貨物を税関が発見した旨の通知を受け取ってからの回答期間についてはどうですか。」

乙の発言4 「そうですね。中国などでは、3営業日以内に回答する必要があり、また日本の休日と中国の休日は異なることから、注意が必要です。また、貨物の写真を提供してくれるかどうか国により異なりますので、この点についても現地代理人に確認する必要がありますね。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

9 日本でヘアサロン「TOGO SALON (東郷サロン)」を運営する東郷社は、同社社長の東郷氏の夢である米国展開を計画している。東郷社は米国進出に合わせて、商標「TOGO SALON」(文字商標)の登録を検討している。米国商標等制度に関して、問32～問33に答えなさい。

東郷社は、商標「TOGO SALON」の登録を強く希望しており、出願にかかるリスク(例：オフィスアクション(拒絶理由通知)など)があることはある程度想定している。問32に答えなさい。

## 問32

ア～エを比較して、連邦商標登録に関する東郷社の担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標調査を事前に行い、同一又は類似商標が存在しなければ、本出願において、東郷社が拒絶理由通知を受けることはないと考えた。
- イ インターネットで確認したところ、「TOGO SALON」というヘアサロンは米国では存在しなかったため、米国において同一又は類似商標が存在する可能性は低いと考えた。従って、これ以上の商標調査は必要なく、そのまま出願しても拒絶理由通知を受けることはないと考えた。
- ウ 同一又は類似商標が存在しなくても、「TOGO (東郷)」は名字であることから、本出願において東郷社は、補助登録(Supplemental Register)への変更を求められる可能性があると考えた。
- エ 「TOGO (東郷)」は、英語の「TO GO」に類似している。「TO GO」という表現は記述的であるため、東郷社のマークが連邦商標登録できる可能性はないと考えた。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

その後、東郷社は商標「TOGO SALON」の連邦商標権を取得し、5年以上の米国展開を続けている。東郷社は、同商標の保護手続として、商標登録から5年目経過6年目にかけて、商標の継続使用を証明するために第8条使用宣言書(Declaration of Use)の提出を行わなければならない。店舗の写真やサロンのサービス内容が掲載される米国用ウェブサイトを使用証明とすることを考えている。問33に答えなさい。

問33

ア～ウを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 東郷社のウェブには店舗の写真があり、店舗名は「TOGO USA」となっている。また、ウェブ内の記載についても、「TOGO USA」という表記で統一されている。同ウェブの情報は、使用証拠として十分である。
- イ 東郷社のウェブには店舗の写真があり、店舗の看板は「TOGO」とのみ記されている。また、ウェブ内の記載については、「TOGO SALON」という表記で統一されている。同ウェブの情報は、使用証拠として十分である。
- ウ 東郷社のウェブには店舗の写真があり、店舗名は「TOGO」となっている。また、ウェブ内の記載については、「TOGO NY」という表記で統一されている。同ウェブの情報は、使用証拠として十分である。



【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

10 米国商標等制度に関して、問34に答えなさい。

問34

焼鳥チェーン店を経営するX社が、米国でフランチャイズ展開をすることになった。X社には「秘伝のタレ」があって、このタレを真似されずに保護したいと考えている。ア～エを比較して、タレの権利について、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社のタレの味は、米国においては著作権法により保護が可能である。但し、The United States Copyright Officeにて著作権登録することが保護の要件となる。
- イ X社のタレのレシピは、X社に商業上の価値をもたらし得る情報であり、業界でもタレのレシピは知られていない。X社がレシピを合理的に管理していれば、米国においてはトレードシークレットとして保護することができる。
- ウ X社のタレは、米国においてはトレードドレスとなり、問題なく商標権により保護を受けることが可能である。
- エ 焼鳥のタレなどのレシピは、米国においては権利としての保護は受けられない。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

11 Y社は、2014年から米国においてキッチンやキッチンの小物・雑貨を販売している。Y社は、商標「TOZAKA」シリーズのタオル掛けや石鹸置き等の小物を日本において展開しているが、このシリーズの商品は、米国でも2016年10月から大手小売店(全米)を通じて販売されていた。「TOZAKA」シリーズの米国展開に可能性を感じたY社は、2018年10月に連邦商標登録出願(第20類)をした。しかし、Y社は2019年1月に、この出願に対し、「出所の混同の可能性」を理由とした拒絶理由通知を受け取った。拒絶理由通知によると、オランダのZ社が2018年9月に、クッションや枕(第20類)において商標「TOZAKA」を出願していたことが分かった。なおZ社は、使用意思を基礎とした出願をしていて既に許可通知(Notice of Allowance)を受けているが、米国における商標「TOZAKA」の商品展開はまだ行っていない。米国商標等制度に関して、問35～問36に答えなさい。

## 問35

ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社の出願よりもZ社の出願が先行しているため、当該拒絶理由通知を克服するのは困難となる。出願を諦める(マークの変更等)ほかない。
- イ 商標の外観、称呼、指定商品の区分が同一のため、当該拒絶理由通知を克服するのは困難となる。出願を諦める(マークの変更等)ほかない。
- ウ Y社は、商標「TOZAKA」シリーズを2016年10月から米国の大手小売店に販売している。よって、Z社よりも前にマークの使用を米国市場で開始していることになる。Y社の先使用証明が可能であれば、Y社の権利を主張することは可能である。
- エ Y社とZ社の商標の外観、称呼、指定商品の区分は同一となるが、指定商品の内容は大きく異なるため、出所の混同を招く可能性は低い。よって、当該拒絶理由通知を克服できる可能性が高い。

## 【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

## 問36

「TOZAKA」シリーズが米国でヒットする可能性があると睨んでいるY社は、どうしても「TOZAKA」という名称を使用したいと考えている。ア～エを比較して、Y社が受けた拒絶理由通知に対するアクションとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社が、商標「TOZAKA」を取得できる可能性は低い。また、Y社が「TOZAKA」を使用することは、Z社の権利侵害となる。従って、出願を放棄し商標の使用を中止すべきである。
- イ Z社の米国での使用が開始していないことから、米国では商品はまだ製造されていない、又はオランダでも商品の展開はされていない可能性がある。Y社の先使用をZ社に通知することで、Z社が米国での権利取得を諦めることも考えられる。従って、Z社に商標「TOZAKA」の出願を中止するよう交渉をする。
- ウ Y社が当該拒絶理由通知を克服するためには、併存の同意書をZ社からもらう必要がある。従って、多少の費用が発生したとしてもZ社が共存に同意するよう、交渉を開始する。
- エ Y社は、Z社よりも前に商標「TOZAKA」シリーズを販売している。従って、これを理由に、Z社の出願に対してTTAB ( Trademark Trial and Appeal Board ) に異議申立てをする。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

12 問37～問39に答えなさい。

問37

日本企業であるX社は、中国に自社製品を輸出するため、中国で商標を出願することを考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が自らの社名を中国で企業名称として登記していた場合でも、製品上にX社社名を表示する態様によっては、中国現地の商標権を侵害する可能性がある。
- イ X社が日本で製品Aを既に長期に亘り販売している場合であっても、中国で馳名商標として保護されるか否かは不透明であるため、中国で改めて商標を出願することを検討する必要がある。
- ウ 中国では、出願後初歩査定され公告された商標に対する異議申立制度が存在しており、当該異議は公告の日より3カ月以内に申し立てる必要がある。
- エ 中国では、文字、図形、数字を商標として出願、登録することはできるが、立体形状、色彩の組合せ、音声を商標として出願、登録することは一切できない。

問38

X社の社長甲と中国担当の部員乙が、中国での商標権を侵害する模倣品対策について会話をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「中国で模倣品を取り締まるのには、どのような方法がありますか。」  
乙 「中国で模倣品を取り締まる場合には、民事訴訟を提起して製造の差止めや損害賠償を求めることができると共に、事案が悪質な場合には刑事責任の追及を求めることができます。一方、行政機関に取締りを求めることはできません。」
- イ 甲 「中国での模倣品の取締りに際しては、どのような権利を利用するのが有効ですか。」  
乙 「裁判所での訴訟についていえば、商標権侵害を理由とする訴訟の実例はごくわずかであるため、特許、実用新案、意匠に基づくことが効果的と考えられます。」
- ウ 甲 「中国ではこういった行為が商標権侵害となりますか。」  
乙 「同一又は類似の商品に同一又は類似の登録商標を使用する行為は、すべて商標権侵害となり、他に一切の要件は必要ありません。」
- エ 甲 「中国では、商標権侵害に対する懲罰的賠償はありますか。」  
乙 「悪意で商標専用権を侵害し情状が重大である場合について、懲罰的賠償制度が導入されています。」

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問39

電機メーカーのX社は、中国で販売する予定の電化製品について、中国で意匠権を取得することを検討している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国での意匠権の権利期間は、出願日から10年であり、日本より短期であることに注意する必要がある。
- イ 中国での意匠権は、初歩審査で拒絶理由が認められなかった場合には登録され、日本と異なり実体審査は行われていない。
- ウ 中国では、日本と異なり部分意匠が認められていないため、登録意匠に至らない半製品の状態で権利行使が認められない可能性がある。
- エ 中国では、日本と異なり意匠権の要件である新規性については国内公知主義がとられているため、日本で公知となった意匠であっても中国では登録される。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

13 欧州連合商標 (EUTM) 制度について、問40～問42に答えなさい。

問40

ア～エを比較して、欧州連合商標 (EUTM) の使用に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

欧州連合商標の登録から 1 を経過すると、使用証明の提出を求められる場合がある。例えば、異議申立てを行った場合に、後願商標の出願人に請求される場合である。使用の証明責任は、商標権者にある。使用の有無の判断は 2 。 3 , 異議申立てが却下され、登録が取り消され、商標の効力が最初からなかったものとみなされる。従って、使用開始後は日付の入ったパンフレット・商品パッケージ、日付入り請求書等の書面を保管しておくことが望ましい。

- ア 1 = 3年 2 = 商標登録全体で判断される  
 3 = 使用証拠又は不使用の適正な理由が存在した証拠を提出しない場合
- イ 1 = 5年 2 = 商標登録全体で判断される  
 3 = 使用証拠を提出しない場合
- ウ 1 = 5年 2 = 商品・役務毎に行われる  
 3 = 使用証拠又は不使用の適正な理由が存在した証拠を提出しない場合
- エ 1 = 3年 2 = 商品・役務毎に行われる  
 3 = 使用証拠を提出しない場合

問41

ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア EUIPOへ使用証拠を提出する際、EU加盟国ではないがEUと密接な関係があるスイスでの使用証拠を提出することは有効である。
- イ EUTMを通してしか権利化できない国があるため、そのような国で使用予定がある場合には、EUTM出願をするしかない。
- ウ マドリッド・プロトコル経由でしか権利化できない国がある。
- エ 出願後直ちに使用を開始する予定がなくても、実際の使用の予定がある商標を出願することは問題ない。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問42

ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア EUIPOの審査では相対的拒絶理由の審査は行われないので、出願前の先行商標調査に費用をかけることは有効ではない。
- イ 国際出願でEUを指定する場合と、EUIPOに直接EUTM出願をする場合とでは、選択可能な手続言語が異なる点を戦略的に利用すべきである。
- ウ EUTM出願は、審査の後、公告される。
- エ EUTM出願をEU加盟各国の国内出願に変更できる場合がある。

【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

14 日本の家具メーカーであるX社は、自社の家具ブランド「XYZ」について、第20類「食卓、食卓用椅子、家具」を指定商品とした商標登録(2013年7月に登録)を日本で有している。国内における「XYZ」ブランド製品の売上が好調であったため、米国、カナダ、中国、韓国に進出することを検討中であるところ、各国で実際に事業を展開する前に商標登録を取得することを考えており、X社の法務部の部員甲は、事業部の部員乙とともに商標の権利化の進め方について検討している。問43～問45に答えなさい。

問43

ア～エを比較して、次の乙の質問に対する甲の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

乙の質問 「海外において商標権を取得する手段としては、各国に直接出願する方法と、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願があると思います。本件のように複数国で商標を権利化する場合は国際登録出願が適していると考えますが、国際登録出願のメリット又はデメリットについて教えてください。」

- ア 「直接出願の場合は各国の代理人を介して出願する必要がありますが、国際登録出願は1件の願書で複数の国を指定することができ、且つ、各国の代理人を通す必要はありませんので、手続面の負担が少ない上に費用も節約できることがメリットです。もっとも、審査は指定国毎に行われ、拒絶理由通知を受けた場合などは現地の代理人を介して応答する必要があるため、結果的に直接出願よりもコストがかかる場合があります。」
- イ 「将来的に他の国でも『XYZ』ブランドの事業展開をすることになった場合は、その国がマドリッド・プロトコル加盟国であれば、事後指定によって、一部の国を除き、指定国として追加することが可能な点がメリットといえます。事後指定は、国際登録が存続中であればいつでもできることも強みです。」
- ウ 「国際登録出願の基礎となる出願又は登録が拒絶、取下げ、無効等によって消滅した場合、国際登録も取り消されることがデメリットとして挙げられます。いわゆるセントラルアタックというものです。しかし、本件については日本で商標登録がされてから5年以上経過していますので、セントラルアタックによって国際登録が取り消される心配はありません。」
- エ 「国際登録出願をした場合は、原則として各指定国において1年以内又は18か月以内に審査がされるため、各指定国で登録が認められるタイミングがある程度予見できることがメリットといえます。しかし、国によっては18か月経過後に拒絶の通報を受ける場合もあることには留意する必要があります。」



【第36回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問44

ア～エを比較して、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願を進める場合の甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 基礎登録となる商標「XYZ」は標準文字で出願されていなかったため、国際登録出願においても標準文字の宣言はできないと考えた。
- イ 「勉強机, 乳幼児用ハイチェア」はいずれも「家具」の範囲内であるため、これらの商品を国際登録出願に係る商品として記載しても問題ないと考えた。
- ウ 「食卓, 食卓用椅子」はいずれも「家具」の下位概念であり、「家具」と重複した内容の商品となるため、基礎登録の指定商品と同じ「dining table; dining chair, furniture」を記載して国際登録出願をした場合は、商品の記載について国際事務局から欠陥が通報されると考えた。
- エ 国際登録出願は基礎登録と同一の商標でなければならないが、社会通念上同一の範囲内であれば問題ないため、国際登録出願に係る商標は基礎登録「XYZ」の書体を変更しようと考えた。

問45

甲は、今回マドリッド・プロトコルによる国際登録出願をした場合について、乙に説明をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「米国を指定した国際登録出願をする場合は、登録時に使用宣言書を提出する必要はありませんが、米国での登録の日から5～6年目の間に使用の証拠とともに使用宣言書を提出する必要があります。従って、少なくともこの期間までには米国で『XYZ』ブランドの事業を展開しなければなりませんね。」
- イ 「韓国を指定した国際登録出願をした場合は、直接出願した場合と異なり、識別力等に関する絶対的拒絶理由については審査されますが、先出願による他人の登録商標との類否等の相対的拒絶理由については審査されません。『XYZ』が新しい造語であることを考慮すると、韓国で拒絶される可能性は低そうです。」
- ウ 「国際登録出願の場合は国際事務局が国際登録証を発行しますが、中国では当該国際登録証は権利確定としての効力を持ちません。そのため、中国に国際登録出願した場合は、登録が認められた後、中国商標局に対して商標登録証明書の発行を申請したほうがよいです。」
- エ 「2019年6月からカナダがマドリッド・プロトコルに加盟しています。国際登録出願の基礎となる日本での商標登録はカナダがマドリッド・プロトコルに加盟する前ではありますが、今回の国際登録出願においてカナダを指定することが可能です。」

【第36回知的財産管理技能検定】

【1級学科】※ブランド専門業務

番号 正解

- 問1 ア
- 問2 ウ
- 問3 ウ
- 問4 ア
- 問5 ア
- 問6 ウ
- 問7 ウ
- 問8 イ
- 問9 エ
- 問10 ア
- 問11 エ
- 問12 エ
- 問13 エ
- 問14 イ
- 問15 イ
- 問16 エ
- 問17 エ
- 問18 ウ
- 問19 エ
- 問20 イ
- 問21 イ
- 問22 イ
- 問23 エ
- 問24 エ
- 問25 ウ
- 問26 ア
- 問27 ウ
- 問28 エ
- 問29 エ
- 問30 イ
- 問31 イ
- 問32 ウ
- 問33 イ
- 問34 イ
- 問35 ウ
- 問36 イ
- 問37 エ
- 問38 エ
- 問39 エ
- 問40 ウ
- 問41 エ
- 問42 ア
- 問43 ウ
- 問44 イ
- 問45 イ